認知症対応型通所介護サービス
介護予防認知症対応型通所介護サービス

重要事項説明書

府中市立あさひ苑高齢者在宅サービスセンター

社会福祉法人多摩同胞会

1．　利用日および相談窓口

利　用　日	月曜日から土曜日
営　業　時　間	8時30分～20時00分
サービス提供時間	9時15分～17時30分
	① 10時00分～14時00分（4～5時間利用）
	② 9時15分～14時30分　(5～6時間利用) ③ 10時00分～15時15分（5～6時間利用） ④ 9時15分～15時30分　(6～7時間利用) ⑤ 10時00分～16時15分（6～7時間利用）
	⑥ 9時15分～16時30分　(7～8時間利用) ⑦ 10時00分～17時15分（7～8時間利用） ⑧ 9時15分～17時30分　(8～9時間利用)
休　日	日曜日および年始（1月1日～1月3日）
相　談　電　話	０４２（３６９）００８０
相談対応時間	営業時間（8時30分～20時00分） ※その他の時間も相談対応可
担　当　者	事業責任者または生活相談員

2．事業所の概要

（1）概要

事　業　所　名	府中市立あさひ苑高齢者在宅サービスセンター
所　在　地	府中市朝日町３丁目１７番地１
事　業　所　長	管理者
指　定　番　号	１３９３８００１８８
指定年月日	平成26年4月1日
施設設置者	府中市長
施設運営者	社会福祉法人　多摩同胞会
法人の概要	別添パンフレット参照

（2）主な職員の配置状況

職　種	専従	兼務	合　計
管理者		1名	1名
生活相談員	1名		1名
介護職員	1名		1名
看護職員		1名	1名
機能訓練指導員		1名	1名

※保有資格：介護支援専門員、介護福祉士、防火管理者、社会福祉士、ホームヘルパー2 級、初任者研修修了、実務者研修修了、看護師、准看護師、あんまマッサージ指圧師、作業療法士等施設設置、栄養士、管理栄養士等、事業所運営基準法令に基づく資格保有　【別紙１】認知症対応型通所介護当年度職員配置及び介護予防認知症対応型通所介護当年度職員配置及び担当者詳細参照

（3）主な設備

居室・設備の種類	室　数	備　考
活動室	1　室	61.64 ㎡
食堂	1　室	102 ㎡
浴室	2　室	介助浴槽、リフター浴槽、特別浴槽
相談室	1　室	14 ㎡
静養室	2　室	27.84 ㎡　ベッド2台　ソファーベッド3台
送迎車	4　台	リフター車2台、他3台
機能訓練室	1　室	59.86 ㎡《主な設置機器》平行棒・昇降階段・滑車・エアバイク・ペグセラ粘土・ペグカップ・バランスボール他

※活動室以外は共用とする

3．提供サービス

認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護サービス

① 介護保険法の地域密着型サービスのうち、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護サービスを提供する。

② 居宅サービス計画の利用目的に基づき、利用者及び家族又は代理人の確認・同意を得て、「認知症対応型通所介護個別援助計画」、「介護予防認知症対応型通所介護個別援助計画」に基づいたサービスを提供する。

4．認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護サービス利用詳細

（1）利用内容及び具体的な対応については、「認知症対応型通所介護個別援助計画書」「介護予防認知症対応型通所介護個別援助計画書」に記載する。計画書は、利用開始日前までに利用者及び家族又は代理人に説明と同意を得る。

（2）利用開始時、既往症及び健康状態把握のため、必要な情報を介護支援専門員に求める。ただし、その方法で健康状態が把握できない場合は、同意を得たうえで健康診断書の提出を求める。

（3）利用者及び家族又は代理人は利用中止、休止の場合、事業者に知らせる。

（4）利用者の体調不良、天災・天候等の理由により、事業者がサービスを中止することができるその理由は、利用者の容態悪化の恐れ、利用者の安全が保てないことに限る。

（5）利用者の都合により、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護サービスの利用が3ヶ月以上なかった場合、改めて再開時、重要事項を説明し同意を得る。

5．利用料及び支払い

（1）利用料

・認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護サービス利用料（基本利用料）
「利用合計単位（月利用回数、加算ごと回数）×給付率適用＝合計額」の本人負担金額

・食事費：1食単価の金額

【引用】指定認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護事業所　府中市立あさひ苑高齢者在宅サービスセンター運営規程【別紙2の1】認知症対応型通所介護利用料金表
【別紙2の2】介護予防認知症対応型通所介護料金表

（2）支払い

利用料は利用翌月10日までの介護保険請求処理後、利用請求書をもって納入通知及び利用額を請求する。請求書に記載された納入期限日までに金融機関の指定口座に納入する。

以下の方法からの納入し、納入通知書の領収書をもって領収を証明する。
①自動引き落とし
②指定口座への振込み

6．個人情報保護及び損害賠償

（1）個人情報保護

本法人個人情報管理規程に基づき、当事業所の職員は、サービス提供をする上で知りえた利用者及びその家族又は代理人の情報について、正当な理由なく第三者に漏らさない。このことは、契約終了後も同様に継続する。また、預かっている個人情報は、取り扱いに注意すると共に損失・紛失が無いように安全に管理する。なお、サービス提供に関する必要な個人情報は、居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・自治体との間で使用する場合は、同意を得てからの使用とする。
【別紙３】個人情報の使用目的・個人情報提供同意書参照

（2）損害賠償

本事業運営規程第20条に基づき、提供するサービスにともなって、事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。

7．苦情対応

利用者及び家族又は代理人からの苦情については、社会福祉法人多摩同胞会苦情対応規程（以下苦情対応規程）に基づき、迅速な対応及び再発防止に努める。一連の流れ（苦情対応規定の「苦情解決制度の流れの概要」）を全職員が周知し、適切な苦情対応を実施する。他、日常的な苦情までには至らない意見、要望、疑問等の把握を定められた会議等で報告・確認をする。
【別紙４】認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護事業所苦情対応一覧及び
【別紙５】認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 事業所苦情解決システム参照

8．ハラスメント対策

社会福祉法人多摩同胞会ハラスメント防止規程に基づき、迅速な対応及び再発防止に努める。一連の流れ（ハラスメントに関する相談・苦情対応フローチャート）を全職員へ周知し、適切な対応を実施する。常に責任者及び部署責任者は職場環境の透明性を確保しながら、相談、意見、要望、疑問等の把握を行い定められた会議等で報告、確認する。

9．事故対応

事故が発生した場合、迅速に対応するとともに、できるだけ早く家族又は代理人と居宅介護支援事業所及び保険者に連絡する。また、日頃から危険因子となる事項を察知し事故防止対策に努める。

１０．非常災害対策

非常災害に関する具体的計画「消防計画・BCP」を策定するとともに、利用者に対しては、定期的に避難やそのほか必要な訓練を行い、あわせ地域住民との連携のもと協力体制を確保したうえで、合同訓練等行うこととする。

１１．感染症予防・対策

事業所の感染症マニュアル及び予防マニュアルに沿って日々の手洗い、うがい等、活動室内、備品、送迎車両の消毒の徹底に努め、感染症の予防及びまんえん防止のための訓練を計画に沿って実施する。

１２．人権擁護・虐待防止

虐待防止のための指針を策定したうえで、会議を定期的に開催し、話された結果をもって会議委員が全体へ周知し、人権の擁護、虐待防止のための研修を計画し、計画に沿って実施する。

１３．福祉サービス第三者評価

当該事業においては、第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業所に公表するため、福祉サービス第三者評価の受審を実施する。評価結果については、【とうきょう福祉ナビゲーション】から検索することができます。【別紙6】福祉サービス第三者評価実施状況

１４．身体的拘束等の適正化

身体的拘束等適正化に関する指針に基づき、「身体拘束廃止推進会議」を３か月に１回以上開催し、話された結果をもって会議委員が全体へ周知し身体的拘束等適正化の為の研修の企画、実施をする。また、利用者への身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の家族、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、その必要性を協議し、家族に説明し同意を受けた時のみ実施する。また、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等、期間内における経過を記録する。

１５．地域との連携及び交流

地域の事業所として利用者の地域における社会参加活動や地域住民との交流を促進する観点から、地域資源（個人・各団体等）およびボランティア団体等の受け入れを積極的に行うことで、地域との連携が深まりより良い交流へと繋げる。

１６．認知症ケアの推進

東京都認知症介護実践者研修・東京都認知症介護基礎研修の受講を利用者のサービス向上を目的（認知症の人の尊厳確保）に実施する。

以上の内容について説明者＿＿＿＿＿＿＿＿が説明し、同意を得たので、事業者（甲）利用者（乙）双方にて確認します。

確認・同意日　　年　　月　　日

（甲）　事業所名　　社会福祉法人多摩同胞会
府中市立あさひ苑高齢者在宅サービスセンター

住　　所　　東京都府中市朝日町３－１７－１

管理者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿(印)

（乙）　利用者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿(印)

住　　所

ご家族
または
代理人名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿(印)（続柄：　　）

住　　所

【別紙１】認知症対応型通所介護及び
介護予防認知症対応型通所介護職員配置（年度版）

2026年4月1日現在

１．当年度認知症対応型通所介護職員配置

職　種	専従		兼務		合　計
雇用区分	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
管理者			1名		1名
生活相談員			8名		8名
介護職員			8名	7名	15名
看護職員			1名	4名	5名
機能訓練指導員			1名	4名	5名

※指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定申請
（2026年4月1日提出）
【付表２－１】認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所の指定に係る記載事項転記
※職種の名称においては事業所届出上の表現に相違がある。
※指定認知症対応型通所介護兼介護予防認知症対応型通所介護事業所府中市立あさひ苑高齢者在宅サービスセンター運営規程【別紙１の１】認知症対応型通所介護職員配置（年度版）参照
※介護保険制度改正により、【重要事項説明書】別紙の変更が職員配置にまで及んだ場合は、同様に変更を行う。

２．担当者一覧

担当業務	担当者名
センター長	比嘉登美枝
提供責任者（管理者）生活相談員	傳刀耕祐
生活相談員（兼任）	比嘉登美枝
生活相談員（兼任）	青木祐明
生活相談員（兼任）	横地千陽
生活相談員（兼任）	岸　伸年

以上

【引用】
指定認知症対応型通所介護兼指定介護予防認知症対応型通所介護事業府中市立あさひ苑高齢者在宅サービスセンター運営規程【別紙2の1】認知症対応型通所介護利用料金表

2026年6月1日現在

認知症対応型通所介護

1. 認知症対応型通所介護提供基本サービス及び加算サービス
※ 地域区分単価:3級地(1単位=10.83)

(1)基本サービス
- 認知症通所介護Ⅰ ⅱ2 (併設型)4時間以上5時間未満
- 認知症通所介護Ⅰ ⅱ3 (併設型)5時間以上6時間未満
- 認知症通所介護Ⅰ ⅱ4 (併設型)6時間以上7時間未満
- 認知症通所介護Ⅰ ⅱ5 (併設型)7時間以上8時間未満
- 認知症通所介護Ⅰ ⅱ6 (併設型)8時間以上9時間未満

(2)加算サービス
- 入浴介助加算(Ⅰ)
- 個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)
- サービス提供体制強化加算Ⅰ
- 科学的介護推進体制加算
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)

2. 利用料
(1)介護保険利用者負担金額
(2)昼食代
(3)おやつ代

【表】認知症対応型通所介護サービスおよび利用料一覧(1割負担料金)

項目			認知症対応型通所介護基本サービス																			
			4時間以上5時間未満				5時間以上6時間未満				6時間以上7時間未満				7時間以上8時間未満				8時間以上9時間未満			
			単位	金額(円)	9割(保険分)(円)	1割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	9割(保険分)(円)	1割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	9割(保険分)(円)	1割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	9割(保険分)(円)	1割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	9割(保険分)(円)	1割(利用者負担分)(円)
	利用者1割負担分	介護度1	515	5,577	5,019	558	771	8,349	7,514	835	790	8,555	7,699	856	894	9,682	8,713	969	922	9,985	8,986	999
		介護度2	566	6,129	5,516	613	854	9,248	8,323	925	876	9,487	8,538	949	989	10,710	9,639	1,071	1,020	11,046	9,941	1,105
		介護度3	618	6,692	6,022	670	936	10,136	9,122	1,014	960	10,396	9,356	1,040	1,086	11,761	10,584	1,177	1,120	12,129	10,916	1,213
		介護度4	669	7,245	6,520	725	1,016	11,003	9,902	1,101	1,042	11,284	10,155	1,129	1,183	12,811	11,529	1,282	1,221	13,223	11,900	1,323
		介護度5	720	7,797	7,017	780	1,099	11,902	10,711	1,191	1,127	12,205	10,984	1,221	1,278	13,840	12,456	1,384	1,321	14,306	12,875	1,431
個別選択	加算該当者のみ1割負担分	入浴加算(Ⅰ)	40	433	389	44	40	433	389	44	40	433	389	44	40	433	389	44	40	433	389	44
		入浴加算(Ⅱ)	55	595	535	60	55	595	535	60	55	595	535	60	55	595	535	60	55	595	535	60
		個別機能訓練加算Ⅰ	27	292	262	30	27	292	262	30	27	292	262	30	27	292	262	30	27	292	262	30
		個別機能訓練加算Ⅱ	20	216	194	22	20	216	194	22	20	216	194	22	20	216	194	22	20	216	194	22
該当時のみ	送迎減算		-47	-509	-458	-51	-47	-509	-458	-51	-47	-509	-458	-51	-47	-509	-458	-51	-47	-509	-458	-51
	高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数の1%に相当する単位を減算																			
サービス提供体制加算Ⅰ			22	238	214	24	22	238	214	24	22	238	214	24	22	238	214	24	22	238	214	24
科学的介護推進体制加算			40	433	389	44	40	433	389	44	40	433	389	44	40	433	389	44	40	433	389	44
介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)			上記の算定した単位数合計の23.6%に相当する単位数に地域単位(10.83)を掛けた単価																			
昼食代			700円																			
おやつ代			50円																			

※2024年度介護報酬改正による単位を基準とします。(2024年6月1日から適用)
※介護保険給付は、端数処理のため若干の誤差が生じます。
※府中市介護サービス利用料軽減対象確認証をご提示の方はサービス利用料が軽減になります。
※この別紙は、重要事項説明時、利用料説明用として使用します。尚、介護保険法による改正時は差し替えを行います。
※1回の利用時の金額(要介護度別)と昼食代・おやつ代を合計した金額を提示し、月利用頻度における金額変動については、
利用者別の該当月利用票に基づき計算し、説明します。
※新型コロナウイルス感染症発生において事業が休止になり通常のサービス提供できないときの対応として訪問(入浴、訓練、体操、食事)電話等の対応について
行った際には、制度に沿った現状のサービス利用限度額内で請求を行います。(基本料金+加算等)

【引用】
指定認知症対応型通所介護兼指定介護予防認知症対応型通所介護事業府中市立あさひ苑高齢者在宅サービスセンター運営規程【別紙2の1】認知症対応型通所介護利用料金表

2026年6月1日現在

認知症対応型通所介護

1. 認知症対応型通所介護提供基本サービス及び加算サービス
※ 地域区分単価:3級地(1単位=10.83)

(1)基本サービス
- 認知症通所介護Ⅰⅱ2 (併設型)4時間以上5時間未満
- 認知症通所介護Ⅰⅱ3 (併設型)5時間以上6時間未満
- 認知症通所介護Ⅰⅱ4 (併設型)6時間以上7時間未満
- 認知症通所介護Ⅰⅱ5 (併設型)7時間以上8時間未満
- 認知症通所介護Ⅰⅱ6 (併設型)8時間以上9時間未満

(2)加算サービス
- 入浴介助加算(Ⅰ)
- 個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)
- サービス提供体制強化加算Ⅰ
- 科学的介護推進体制加算
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)

2. 利用料
(1)介護保険利用者負担金額
(2)昼食代
(3)おやつ代

【表】認知症対応型通所介護サービスおよび利用料一覧(2割負担料金)

項目			認知症対応型通所介護基本サービス																			
			4時間以上5時間未満				5時間以上6時間未満				6時間以上7時間未満				7時間以上8時間未満				8時間以上9時間未満			
			単位	金額(円)	8割(保険分)(円)	2割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	8割(保険分)(円)	2割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	8割(保険分)(円)	2割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	8割(保険分)(円)	2割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	8割(保険分)(円)	2割(利用者負担分)(円)
	利用者1割負担分	介護度1	515	5,577	4,461	1,116	771	8,349	6,679	1,670	790	8,555	6,844	1,711	894	9,682	7,745	1,937	922	9,985	7,988	1,997
		介護度2	566	6,129	4,903	1,226	854	9,248	7,398	1,850	876	9,487	7,589	1,898	989	10,710	8,568	2,142	1,020	11,046	8,836	2,210
		介護度3	618	6,692	5,353	1,339	936	10,136	8,108	2,028	960	10,396	8,316	2,080	1,086	11,761	9,408	2,353	1,120	12,129	9,703	2,426
		介護度4	669	7,245	5,796	1,449	1,016	11,003	8,802	2,201	1,042	11,284	9,027	2,257	1,183	12,811	10,248	2,563	1,221	13,223	10,578	2,645
		介護度5	720	7,797	6,237	1,560	1,099	11,902	9,521	2,381	1,127	12,205	9,764	2,441	1,278	13,840	11,072	2,768	1,321	14,306	11,444	2,862
個別選択	加算該当者のみ1割負担分	入浴加算(Ⅰ)	40	433	347	87	40	433	347	87	40	433	347	87	40	433	347	87	40	433	347	87
		入浴加算(Ⅱ)	55	596	477	119	55	596	477	119	55	596	477	119	55	596	477	119	55	596	477	119
		個別機能訓練加算Ⅰ	27	292	234	58	27	292	234	58	27	292	234	58	27	292	234	58	27	292	234	58
		個別機能訓練加算Ⅱ	20	217	173	43	20	217	173	43	20	217	173	43	20	217	173	43	20	217	173	43
該当時のみ	送迎減算		-47	-509	-407	-102	-47	-509	-407	-102	-47	-509	-407	-102	-47	-509	-407	-102	-47	-509	-407	-102
	高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数の1%に相当する単位を減算																			
サービス提供体制加算Ⅰ			22	238	191	48	22	238	191	48	22	238	191	48	22	238	191	48	22	238	191	48
科学的介護推進体制加算			40	433	347	87	40	433	347	87	40	433	347	87	40	433	347	87	40	433	347	87
介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)			上記の算定した単位数合計の23.6%に相当する単位数に地域単位(10.83)を掛けた単価																			
昼食代			700円																			
おやつ代			50円																			

※2024年度介護報酬改正による単位を基準とします。(2024年6月1日から適用)
※介護保険給付は、端数処理のため若干の誤差が生じます。
※府中市介護サービス利用料軽減対象確認証をご提示の方はサービス利用料が軽減になります。
※この別紙は、重要事項説明時、利用料説明用として使用します。尚、介護保険法による改正時は差し替えを行います。
※1回の利用時の金額(要介護度別)と昼食代・おやつ代を合計した金額を提示し、月利用頻度における金額変動については、
利用者別の該当月利用票に基づき計算し、説明します。
※新型コロナウイルス感染症発生において事業が休止になり通常のサービス提供できないときの対応として訪問(入浴、訓練、体操、食事)電話等の対応について
行った際には、制度に沿った現状のサービス利用限度額内で請求を行います。(基本料金+加算等)

【引用】
指定認知症対応型通所介護及指定介護予防認知症対応型通所介護事業府中市立あさひ苑高齢者在宅サービスセンター運営規程【別紙2の1】認知症対応型通所介護利用料金表

2026年6月1日現在

認知症対応型通所介護

1. 認知症対応型通所介護提供基本サービス及び加算サービス
※ 地域区分単価:3級地(1単位=10.83)
(1)基本サービス
認知症通所介護Ⅰⅱ2 (併設型)4時間以上5時間未満
認知症通所介護Ⅰⅱ3 (併設型)5時間以上6時間未満
認知症通所介護Ⅰⅱ4 (併設型)6時間以上7時間未満
認知症通所介護Ⅰⅱ5 (併設型)7時間以上8時間未満
認知症通所介護Ⅰⅱ6 (併設型)8時間以上9時間未満

(2)加算サービス
入浴介助加算(Ⅰ)
個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)
サービス提供体制強化加算Ⅰ
科学的介護推進体制加算
介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)

2. 利用料
(1)介護保険利用者負担金額
(2)昼食代
(3)おやつ代

【表】認知症対応型通所介護サービスおよび利用料一覧(3割負担料金)

項目			認知症対応型通所介護基本サービス																			
			4時間以上5時間未満				5時間以上6時間未満				6時間以上7時間未満				7時間以上8時間未満				8時間以上9時間未満			
			単位	金額(円)	7割(保険分)(円)	3割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	7割(保険分)(円)	3割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	7割(保険分)(円)	3割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	7割(保険分)(円)	3割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	7割(保険分)(円)	3割(利用者負担分)(円)
	利用者1割負担分	介護度1	515	5,577	3,903	1,674	771	8,349	5,844	2,505	790	8,555	5,988	2,567	894	9,682	6,777	2,905	922	9,985	6,989	2,996
		介護度2	566	6,129	4,290	1,839	854	9,248	6,473	2,775	876	9,487	6,640	2,847	989	10,710	7,497	3,213	1,020	11,046	7,732	3,314
		介護度3	618	6,692	4,684	2,008	936	10,136	7,095	3,041	960	10,396	7,277	3,119	1,086	11,761	8,232	3,529	1,120	12,129	8,490	3,639
		介護度4	669	7,245	5,071	2,174	1,016	11,003	7,702	3,301	1,042	11,284	7,898	3,386	1,183	12,811	8,967	3,844	1,221	13,223	9,256	3,967
		介護度5	720	7,797	5,457	2,340	1,099	11,902	8,331	3,571	1,127	12,205	8,543	3,662	1,278	13,840	9,688	4,152	1,321	14,306	10,014	4,292
個別選択	加算該当者のみ1割負担分	入浴加算(Ⅰ)	40	433	303	130	40	433	303	130	40	433	303	130	40	433	303	130	40	433	303	130
		入浴加算(Ⅱ)	55	596	417	179	55	596	417	179	55	596	417	179	55	596	417	179	55	596	417	179
		個別機能訓練加算Ⅰ	27	292	205	88	27	292	205	88	27	292	205	88	27	292	205	88	27	292	205	88
		個別機能訓練加算Ⅱ	20	217	152	65	20	217	152	65	20	217	152	65	20	217	152	65	20	217	152	65
該当時のみ	送迎減算		-47	-509	-356	-153	-47	-509	-356	-153	-47	-509	-356	-153	-47	-509	-356	-153	-47	-509	-356	-153
	高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数の1%に相当する単位を減算																			
サービス提供体制加算Ⅰ			22	238	167	71	22	238	167	71	22	238	167	71	22	238	167	71	22	238	167	71
科学的介護推進体制加算			40	433	303	130	40	433	303	130	40	433	303	130	40	433	303	130	40	433	303	130
介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)			上記の算定した単位数合計の23.6%に相当する単位数に地域単位(10.83)を掛けた単価																			
昼食代			700円																			
おやつ代			50円																			

※2024年度介護報酬改正による単位を基準とします。(2024年6月1日から適用)
※介護保険給付は、端数処理のため若干の誤差が生じます。
※府中市介護サービス利用料軽減対象確認証をご提示の方はサービス利用料が軽減になります。
※この別紙は、重要事項説明時、利用料説明用として使用します。尚、介護保険法による改正時は差し替えを行います。
※1回の利用時の金額(要介護度別)と昼食代・おやつ代を合計した金額を提示し、月利用頻度における金額変動については、
利用者別の該当月利用票に基づき計算し、説明します。
※新型コロナウイルス感染症発生において事業が休止になり通常のサービス提供できないときの対応として訪問(入浴、訓練、体操、食事)電話等の対応について
行った際には、制度に沿った現状のサービス利用限度額内で請求を行います。(基本料金+加算等)

【別紙 3】個人情報の使用目的　個人情報提供同意書

個 人 情 報 の 使 用 目 的

1　認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護サービスの提供

①　認知症対応型通所介護サービスの提供

②　関係機関等との連携（サービス担当者会議等）

③　介護支援専門員等への照会

④　認知症対応型通所介護サービス利用に必要な家族の個人情報に関する事

2　介護給付費請求のための事務

①　介護保険等に関する事務、及びその委託

②　審査支払機関等への介護報酬請求書類の提出

③　審査支払機関等または保険者からの照会への回答

④　介護給付費請求のための利用

3　管理運営業務

①　保険者等への事故等の報告

②　その他、管理、運営業務に関する利用

4　認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

5　東京都等外部機関からの照会への回答

6　医療関係機関からの問い合わせに関する回答

7　介護サービスの質の評価と科学的介護推進への資料提出

＊　上記のうち、他の関係機関等への個人情報の提供に同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。

＊　これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等をすることが可能です。

個人情報提供同意書

年　　月　　日

府中市立あさひ苑高齢者在宅サービスセンター
指定認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護サービス
介護事業所　管理者　宛

このたび私が、府中市立あさひ苑高齢者在宅サービスセンターから認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護サービスを受けるにあたり、次のことについて担当者から十分に説明を受け、了解しましたので同意致します。

同意内容　　使用目的に限定してサービス担当者会議等において、情報の共有のために「利用者の個人情報」及び「当該家族の個人情報」を提供することを同意します。

同意者　　氏　　名 _____ 印

生年月日（明治・大正・昭和）　年　　月　　日

住　　所 _____

電話番号 _____

代理人　　氏　　名 _____ 印

（続柄　　）

家族代表者　　氏　　名 _____ 印

（続柄　　）

【別紙４】認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護事業所苦情対応一覧

記録管理根拠：社会福祉法人多摩同胞会苦情対応規程（平成 22 年 2 月 1 日施行）

様式１苦情申出書（苦情申出人）

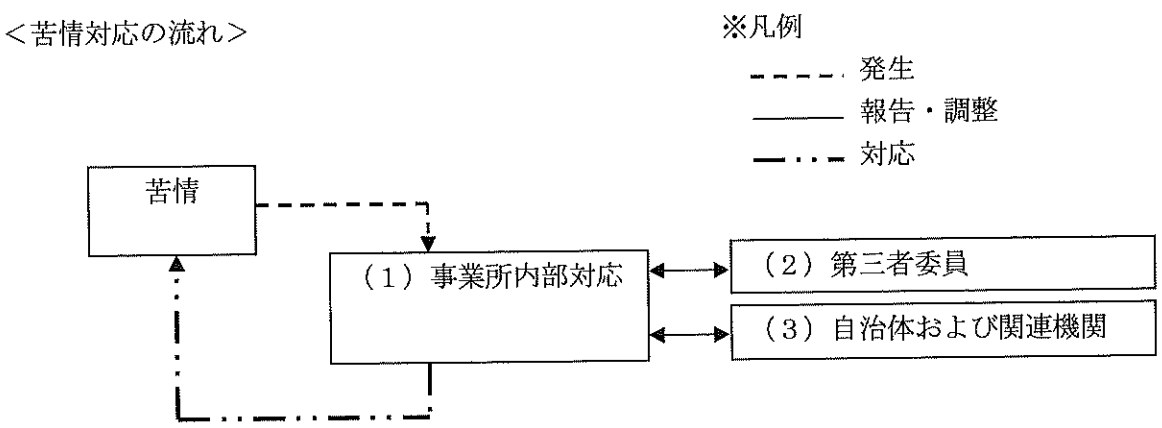
様式２苦情受付・経過記録書（苦情受付担当者記入）

様式３苦情受付報告書（第三者委員から苦情申出人）

様式４改善結果（状況）報告書（苦情解決責任者から苦情申出人、第三者委員）

※日常的によせられる意見・要望等については「業務改善申出書」により受け付ける。

＜苦情対応の流れ＞

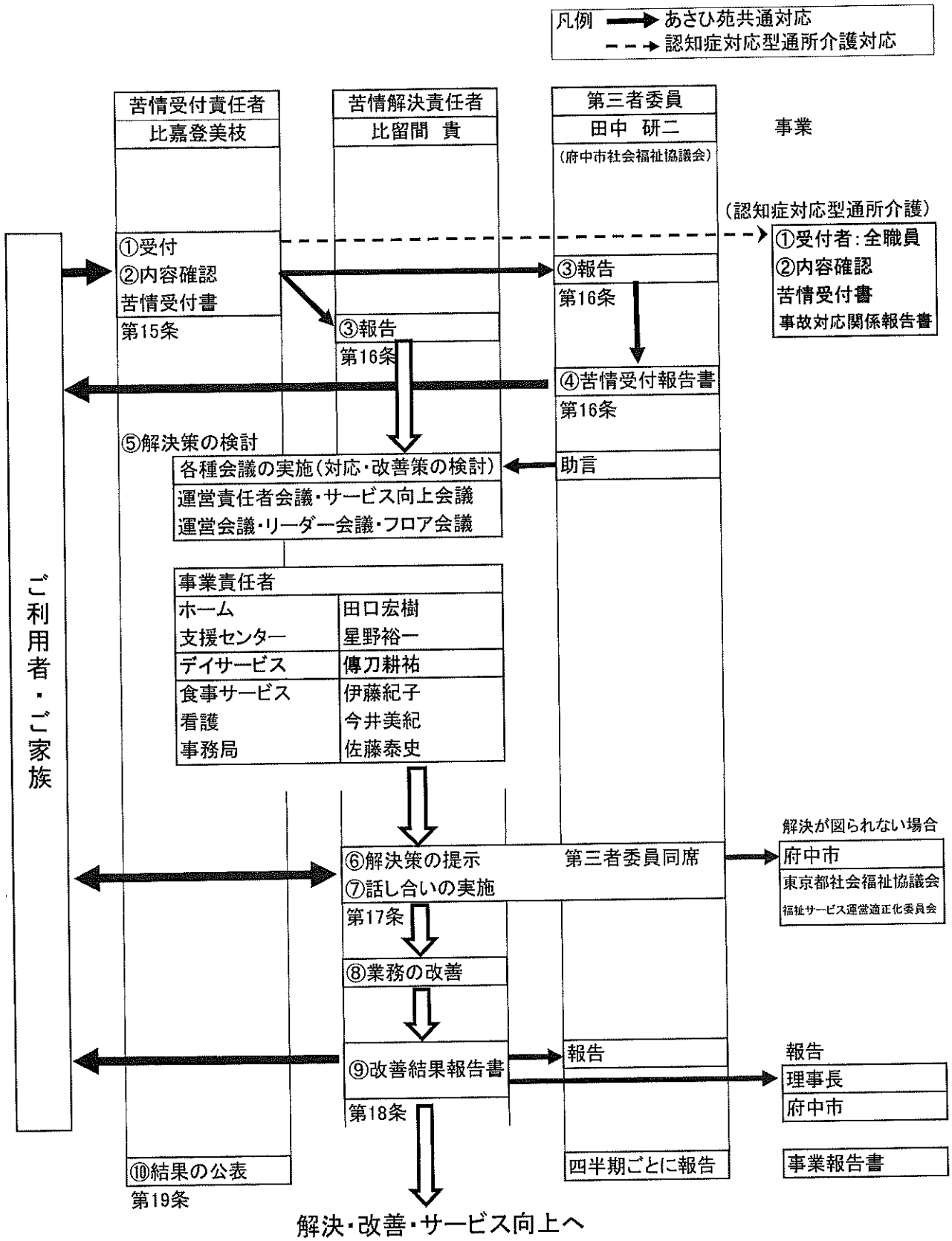


＜苦情対応者＞

苦情対応区分		名称・担当者名および連絡先
（1）	受付担当者	府中市立あさひ苑認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護サービス全職員
	事業責任者	府中市立あさひ苑高齢者在宅サービスセンター 認知症対応型通所介護予防認知症対応型通所介護事業所 所在地：東京都府中市朝日町３－１７－１ 電話番号：０４２－３６９－００８０ ファックス：０４２－３６５－４６８３ 事業責任者　比嘉登美枝
（2）	第三者委員	田中　研二（1名） 社会福祉協議会　０４２－３６４－５１３７
（3）	自治体	府中市福祉保健部介護保険課 所在地：東京都府中市宮西町２－２４ 電話番号：０４２－３３５－４０３０ 受付時間：：月～金　　８：３０～１７：１５
	東京都国民健康保険団体連合会（相談・苦情受付専用）	所在地：東京都千代田区飯田橋３－５－１ 電話番号：０３－６２３８－０１７７ 受付時間：月～金　　９：００～１７：００ 休日：土・日・祝日・年末年始
	東京都社会福祉協議会（福祉サービス運営適正化委員会）	所在地：東京都千代田区神田駿河台１－８－１１ 東京 YWCA 会館３階 電話番号：０３－５２８３－７０２０ 受付時間：月～金　　９：００～１７：００ 休日：土・日・祝日・年末年始

【別紙5】

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護事業所苦情解決システム



【別紙６】福祉サービス第三者評価実施状況

１．福祉サービス第三者評価

中立的な第三者である評価機関が、事業者と契約を締結し、サービスの内容、組織のマネジメント力等の評価を行い、その結果を公表する仕組みです。
利用者のサービスに対する意向等を把握する「利用者調査」と、評価者が事業所を訪問して、サービスの内容、組織のマネジメント力等を把握する「事業所評価」とを併せて実施します。

２．福祉サービス第三者評価の目的

（１）第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者に情報提供することにより、サービス内容を利用者、家族に見えるものにする。
（２）福祉サービスの質の向上に向けた事業所の取組を促す。

３．福祉サービス第三者評価実施状況に関する事項

福祉サービス第三者評価実施有無	有
実施した直近の年月日	2025 年　10 月　17 日
実施した評価機関	特定非営利活動法人 アクティブハンディネット
評価結果の開示状況	①事務所窓口に設置してあります。 ②とうきょう福祉ナビゲーションに開示されています。 https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/

※事業所と契約した評価機関より、ご利用者ご家族様にアンケート等を直接お送りする場合がございます。その際はご協力をお願いいたします。